

宮崎県有機農業推進計画

有機農業関係者のネットワーク強化と
技術の集積・共有化で築く「みやざきの有機農業」

令和 3 年 3 月
宮 崎 県

(令和 8 年 3 月一部改定)

はじめに

本県では、平成24年3月に策定した「みやざき環境保全型農業推進プラン」において、「みやざき環境保全型農業の実践による「新たな成長産業化」への挑戦」を目標に掲げ、有機農業をはじめ、宮崎方式ICM、特別栽培、エコファーマー、GAP等を推進してきました。その結果、化学農薬のみに頼らない防除体系の確立や、生育に応じた施肥技術の普及が進んでいます。

このような中、県では中長期的な農政の振興方向を示す「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」において、環境に配慮した農業の展開を継続的に推進することとしており、本県における「持続的で安全・安心な農業・農村づくり」の一翼を担う有機農業の推進を図るため、基本的な考え方と具体的な施策の展開方向を示した「宮崎県有機農業推進方針」を令和3年3月に策定しました。

一方、国においては、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年（令和32年）までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大するという目標が示されました。また、令和4年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」（以下、「みどりの食料システム法」という。）が施行され、環境負荷低減事業活動の認定制度等が設けられました。この流れを受け、県では、令和5年3月に県内市町村と連名で「宮崎県農林水産業における環境負荷低減事業活動促進に関する基本計画」を策定し、有機農業を含む農林漁業者の環境負荷低減事業活動などによる本県における環境と調和した農林水産業の実現を目指しております。

また、本県における有機農業の取組は増加傾向が見られているものの、依然として耕地面積に占める割合は小さく、栽培技術体系が確立されていないなどの多くの課題が残されています。

このような背景を踏まえ、本県の有機農業を一層推進するため、「宮崎県有機農業推進計画」（以下「推進計画」という。）に改正します。

目 次

《 序 》 推進計画の策定にあたって	・・・・・・・・	P 1
《第1章》 有機農業をめぐる情勢及び産地の現状と課題		
1 有機農業をめぐる情勢		
(1) 有機 JAS 認証面積の推移	・・・・・・・・	P 2
(2) 有機 JAS を取得している農家戸数の推移	・・・・・・・・	P 3
(3) 経営状況	・・・・・・・・	P 4
(4) 販売動向	・・・・・・・・	P 4
2 産地の現状と課題		
(1) 推進体制	・・・・・・・・	P 6
(2) 技術普及	・・・・・・・・	P 6
(3) 人材育成	・・・・・・・・	P 6
(4) 販売・流通	・・・・・・・・	P 7
《第2章》 目指す将来像と実現に向けた視点及び目標		
1 目指す将来像	・・・・・・・・	P 8
2 実現に向けた視点	・・・・・・・・	P 8
3 推進及び普及の目標	・・・・・・・・	P 9
《第3章》 施策の展開方向		
1 施策の体系	・・・・・・・・	P 10
2 施策の展開方向		
(1) 推進体制	・・・・・・・・	P 11
(2) 技術普及	・・・・・・・・	P 11
(3) 人材育成	・・・・・・・・	P 12
(4) 販売・流通	・・・・・・・・	P 12

◀ 序 ▶ 推進計画の策定にあたって

1 推進計画策定の趣旨及び位置づけ

本推進計画は、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号。以下、「有機農業推進法」という。）に基づく県の有機農業推進に関する施策の計画及び第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の有機農業推進に関する具体的な施策を示すものとして策定する。

2 推進計画の期間

令和 8 年度を初年度とし、令和 1 2 年度を目標とする 5 か年とする。

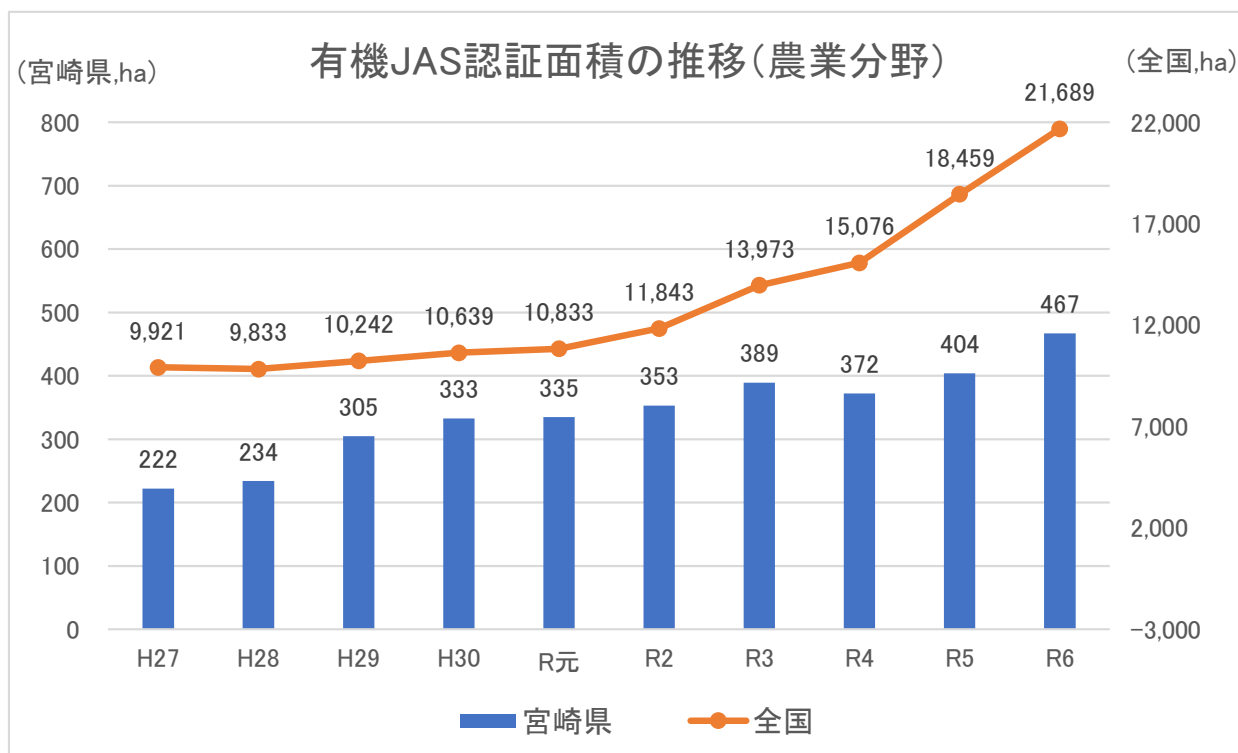
《第1章》 有機農業をめぐる情勢及び産地の現状と課題

1 有機農業をめぐる情勢

(1) 有機 JAS 認証面積の推移

全国の有機 JAS 認証面積は増加傾向で、農業分野（ほ場分類の「その他（きのこ栽培における採取場等）」を含まない。）の令和6年の認証面積は 21,689ha で、耕地面積に占める割合は 0.50% となっている。

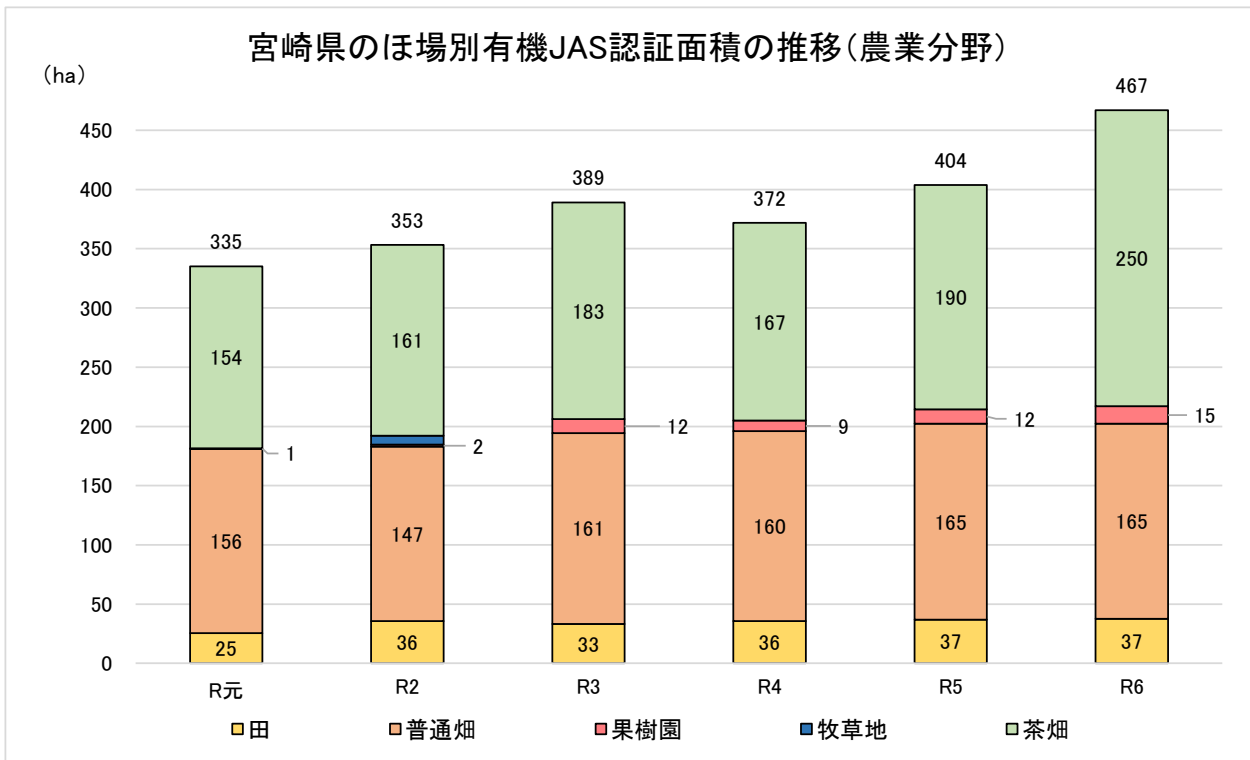
本県においても有機 JAS 認証面積は増加傾向にあり、農業分野の令和6年の認証面積は 467ha で、耕地面積に占める割合は 0.73% となっている。



※1 農林水産省 HP の「国内における有機 JAS ほ場の面積」をもとに作成

※2 ほ場分類の「その他（きのこ栽培における採取場等）」は含めていない

また、本県のほ場分類別有機 JAS 認証面積では、茶畑の占める割合が大きく、令和6年においては、茶畑が 250ha と約 54% を占める状況となっている。

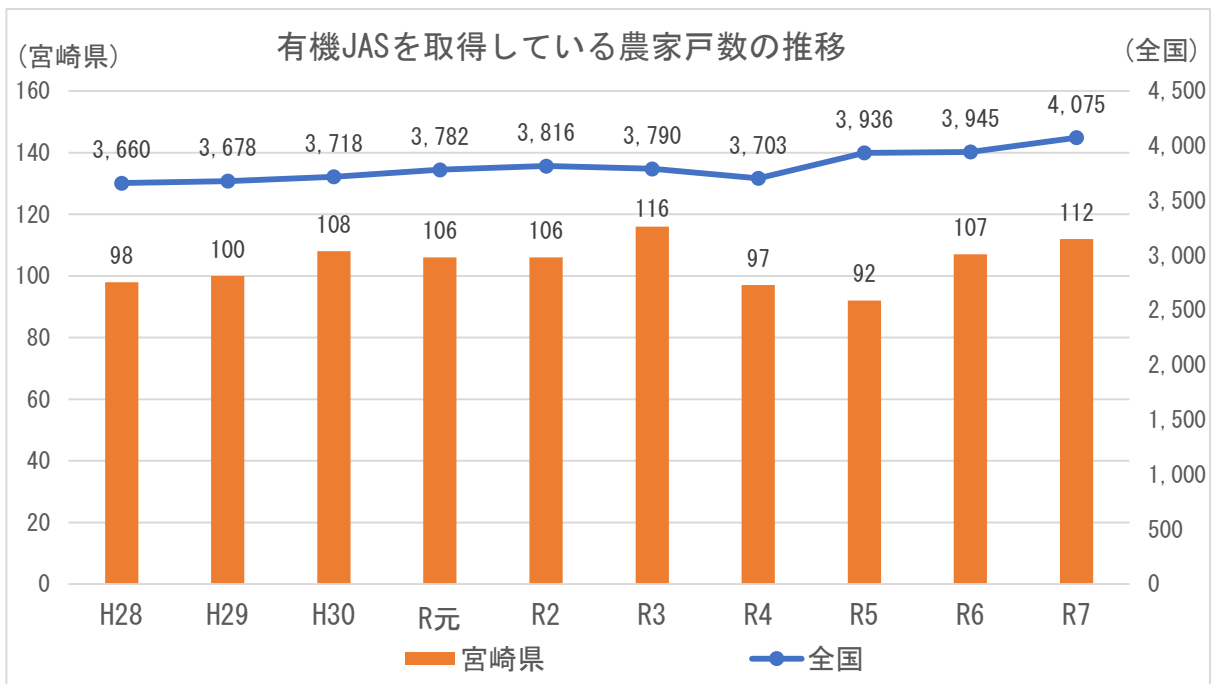


※1 農林水産省 HP の「国内における有機 JAS ほ場の面積」をもとに作成
 ※2 ほ場分類の「その他(きのこ栽培における採取場等)」は含めていない

(2) 有機 JAS を取得している農家戸数の推移

全国の有機 JAS を取得している農家戸数は緩やかに増加しており、令和 7 年は、4,075 戸と平成 28 年以降最多となっている。

本県は令和 3 年に平成 28 年以降最多の 116 戸となったが、それ以降一時減少し、令和 7 年は 112 戸となっている。

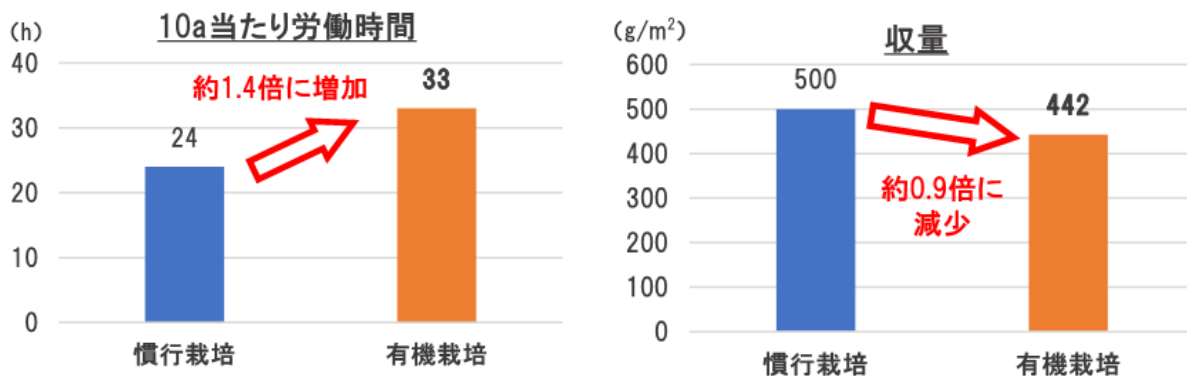


※1 各年 3 月 31 日の戸数
 ※2 農林水産省 HP 「県別有機認証事業者数」をもとに作成

(3) 経営状況

有機農業により生産された農産物は、慣行と比較して高単価で取引される傾向にある一方、労働時間が増加し、収量が低くなる傾向となっている。

■ 有機栽培米と慣行栽培米における労働時間、収量の比較



※ 農研機構「高能率水田用除草機を活用した水稲有機栽培の手引き」（令和2年3月）をもとに農林水産省農業環境対策課作成

(4) 販売動向

有機栽培品（有機 JAS マークを貼付）は国産標準品（慣行栽培品全体）より高価格帯で取引されており、一定の付加価値が市場に認められている。

有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（H28）

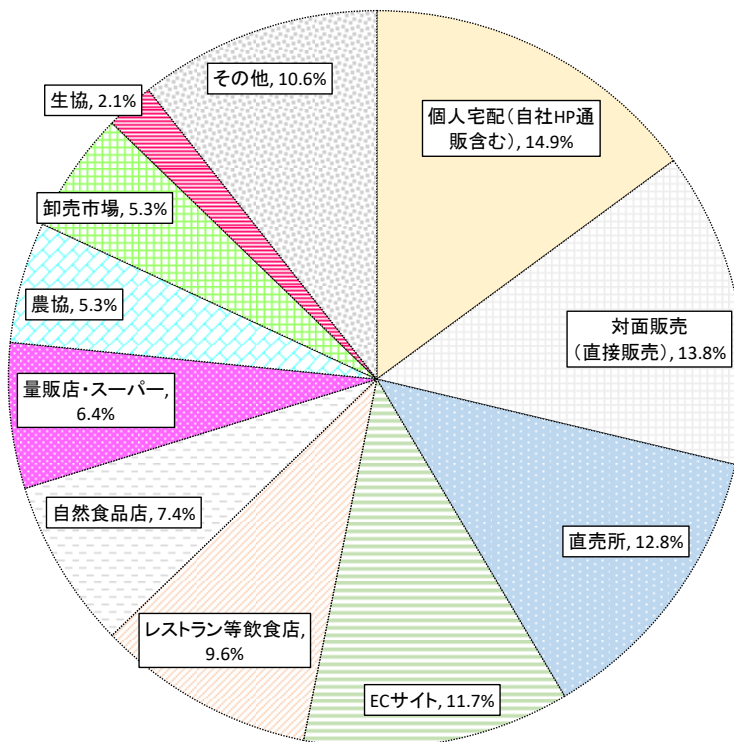
品目	国産標準品 (円/kg)	有機栽培品 (円/kg)	比率(%)
根菜類			
だいこん	204	315	155
にんじん	394	685	174
ばれいしょ	385	568	147
葉茎菜類			
キャベツ	178	291	163
ねぎ	669	960	143
たまねぎ	296	536	181
果菜類			
トマト	697	1,078	155
ピーマン	959	1,793	187

※ 有機農業をめぐる事情（参考資料編）令和7年10月農林水産省農産局農業環境対策課から引用
農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」（平成29年3月）注）

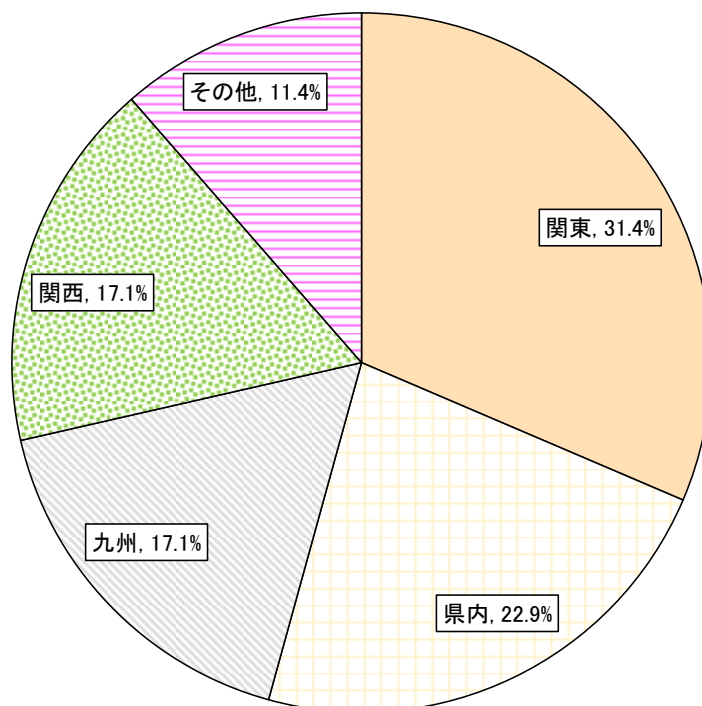
1. 全国主要都市（21都市）の並列販売店舗における比較である。
2. 有機栽培品は、有機 JAS マークを貼付した商品が該当する。

県内の有機農業者の販売先は、個人宅配（自社HP通販含む）が最も多く、次いで対面販売、直売所の順であった。また、出荷地域は関東が最も多く、次いで県内、九州及び関西の順であった。

有機農業者の販売先



有機農業者の出荷地域



※1 宮崎県有機農業連絡協議会のアンケート調査をもとに作成

※2 63者に依頼し、回答のあった25者の結果を取りまとめ

2 産地の現状と課題

(1) 推進体制

【現状】

- ・平成30年に宮崎県有機農業連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設立し、有機農業者・関係機関が連携し、県・国の有機農業関連事業に取り組むなど、有機農業の拡大を推進。
- ・綾町（令和5年4月）、高鍋町・木城町（令和5年6月）、えびの市（令和6年3月）、宮崎市（令和7年6月）の順に地域ぐるみで有機農業を推進する「オーガニックビレッジ宣言」を実施。
- ・令和4年に特定非営利活動法人みやざき有機農業協会が有機JAS登録認証機関として認可（平成13年の綾町※に続き、県内2組織目）。
※ 綾町は認証を行う区域は綾町のみのため、特定非営利活動法人みやざき有機農業協会は県内全域を対象とする県内初の有機JAS登録認証機関。

【課題】

- ・市町村等の関係機関が連携した地域ぐるみの有機農業推進体制（オーガニックビレッジ）の拡大。
- ・技術の共有や販路の確保を図るため、点在する有機農業者のネットワークづくりの強化。

(2) 技術普及

【現状】

- ・除草作業など、労働時間が増加しやすい傾向にあり、生産性が劣る。
- ・活用できる資材が限られるため、病害虫や雑草の影響で品質や収量が不安定。
- ・有機農業における栽培技術は、先進農家が独自に確立していることが多く、個々が保有しており、共有化が図られていない。
- ・多様な実需者ニーズに応じた栽培技術が確立していない。

【課題】

- ・先進農家の栽培技術の事例収集によるマニュアル化。
- ・実需者ニーズや地域の特性に応じた栽培技術の開発・実証・普及。

(3) 人材育成

【現状】

- ・綾町が令和5年に県内で初めて、就農希望者が有機農業を体系的に学べる「綾オーガニックスクール」を開校。
- ・農業者、普及指導員及び営農指導員等の関係機関（以下「普及指導員等」という。）が有機農業に関する知識や栽培技術を習得する機会が少ない。

- ・普及指導員等において、有機農業を指導できる人材（以下「有機農業指導員」という。）が不足。

【課題】

- ・綾町以外における有機農業を志す就農希望者への研修体制の構築。
- ・農業者や普及指導員等が有機 JAS 認証制度や有機農業における栽培技術等を体系的に学べる研修会等の開催。
- ・有機農業指導員の育成及び指導力向上。

(4) 販売・流通

【現状】

- ・慣行栽培に比べ労働時間が増加し、収量が少ない傾向であるため、コストに見合った適切な販路が必要。
- ・販路や流通は個々の農家が独自に開拓しているケースが多く、新規では販路の確保が困難。
- ・有機農産物の出荷は、小ロットでの個別配送が主となっており、宅配便の活用など配送費が高い傾向。
- ・オーガニックビレッジに取り組む市町を中心に学校給食で有機農産物を使用。

【課題】

- ・契約取引など再生産価格を前提とした販路の確保。
- ・共同集荷等による流通コストの低減。
- ・有機農産物に対する消費者理解のさらなる醸成。

《第2章》 目指す将来像と実現に向けた視点及び目標

1 目指す将来像

有機農業関係者のネットワーク強化と 技術の集積・共有化で築く「みやざきの有機農業」

- 有機農業のネットワークの強化により県内での産地化が進展
- 農業者の取り組みやすい栽培技術開発や普及が進み、高品質安定生産が実現
- 農業者の知識・技術の向上や指導體制の構築により有機農業者が増加
- 多様な販路が広がるとともに流通の効率化により販売機会が多様化

2 実現に向けた視点

目指す将来像の実現のため、次の4つの視点から推進するものとする。

(1) 推進体制

有機農業のさらなる拡大を図るためには、地域ぐるみで有機農業を推進する体制づくりが必要であることから、市町村等と連携し、オーガニックビレッジの取組を拡大するとともに連絡協議会を軸とした有機農業者や関係機関・団体のネットワークづくりを推進する。

(2) 技術普及

有機農業は、慣行栽培に比べ、労働時間が増加し、収量が低くなる傾向があり、安定生産技術の確立が重要であることから、先進農家の栽培技術の事例収集によるマニュアル化を進めるとともに地域や品目の特性に応じた栽培技術体系の確立を図る。

(3) 人材育成

有機農業への就農・転換希望者に対する研修体制の構築や有機 JAS 認証制度や有機農業における栽培技術を指導、助言ができる人材の育成が必要であることから、地域における研修体制の構築や有機農業指導員の育成による指導體制の構築を図る。

(4) 販売・流通

有機農産物は、市場を介さずに生産者が個別に宅配便等で配送する 경우가多く、配送コストが割高となるため、再生産価格を前提とした取引を進める必要があることから、バイヤー等とのマッチング機会の創出や有機農業者間や産地等の連携による流通の効率化を図るとともに、消費者理解の醸成による有機農産物の認知度向上を図る。

3 推進及び普及の目標

○ オーガニックビレッジ取組市町村数

令和6年度（現状）5市町 ⇒ 令和12年度（目標）8市町村

○ 有機 JAS 認証面積

令和6年（現状）467 ha ⇒ 令和12年（目標）922 ha

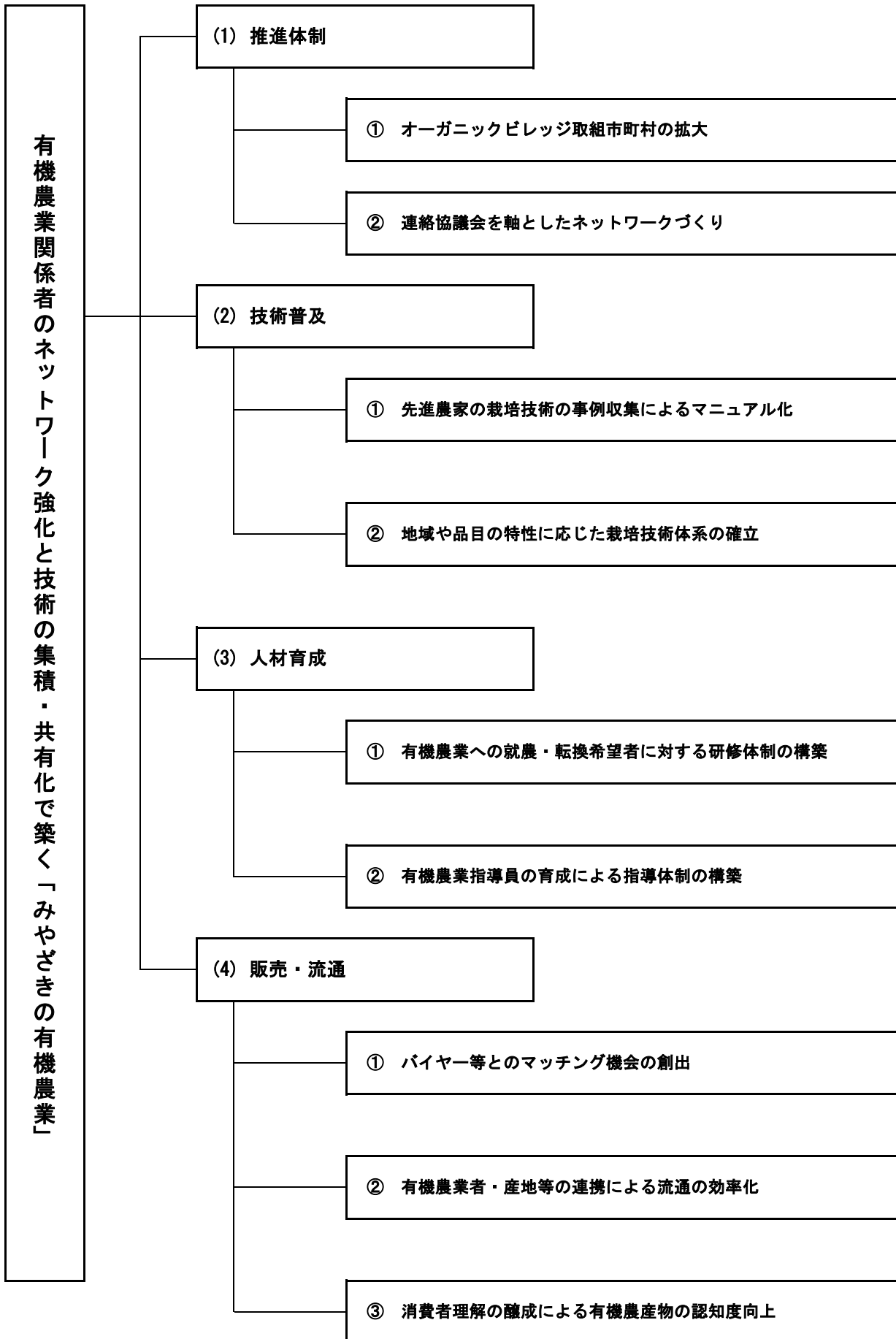
○ 有機農業指導員の育成数（延べ）

令和6年度（現状）9人 ⇒ 令和12年度（目標）45人

○ 有機農業者等の連携による新たな出荷体制構築数

令和6年度（現状）0件 ⇒ 令和12年度（目標）2件

1 施策の体系



2 施策の展開方向

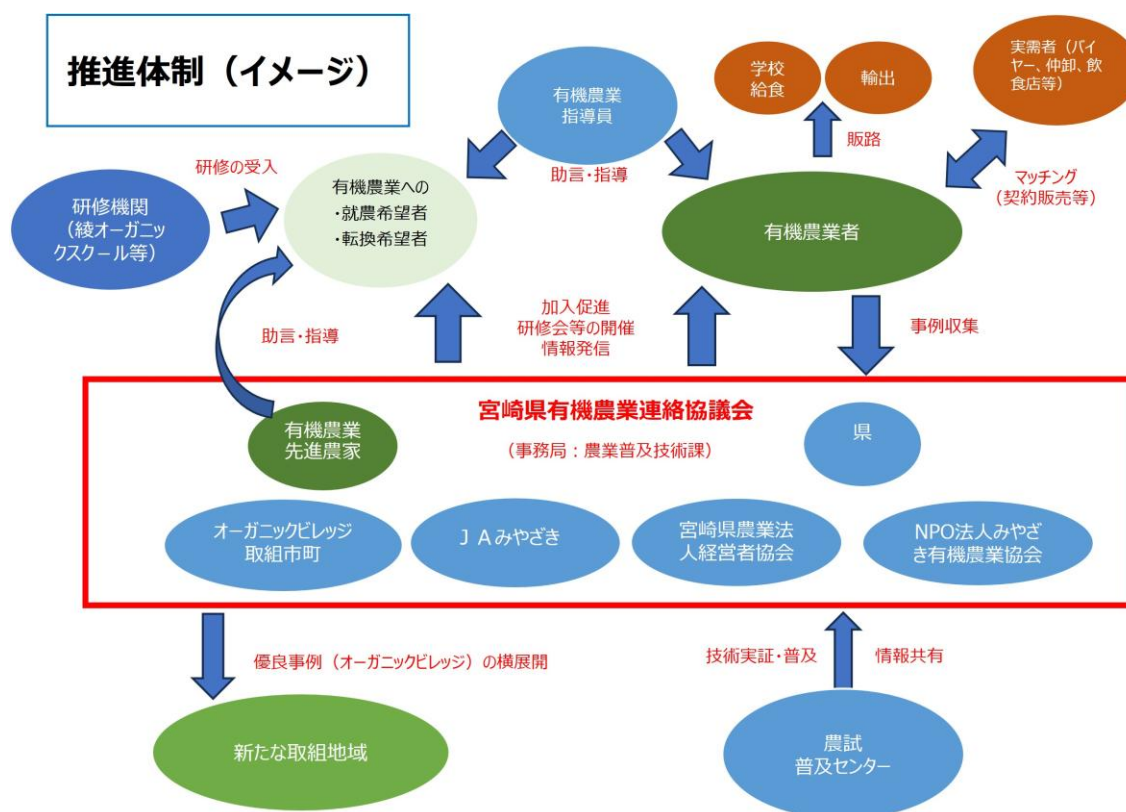
(1) 推進体制

①オーガニックビレッジ取組市町村の拡大

- ・オーガニックビレッジ取組市町村の連携体制の強化
- ・オーガニックビレッジ取組事例研修会の開催等による県内市町村へのオーガニックビレッジの横展開

②連絡協議会を軸としたネットワークづくり

- ・連絡協議会を軸とした技術や販路等の情報共有の場の構築
- ・市町村や有機 JAS 登録認証機関等の関係団体と連携し、点在する有機農業者の協議会への加入を推進
- ・綾オーガニックスクール等の有機農業研修機関と連携した有機農業への就農希望者の情報収集



(2) 技術普及

①先進農家の栽培技術の事例収集によるマニュアル化

- ・普及指導員等による有機農業先進農家の実践事例の収集とマニュアル化

②地域や品目の特性に応じた栽培技術体系の確立

- ・試験場や普及指導員等が連携し、国等により新しく開発された栽培技術等の実証を行い、その普及性の評価や現場で利用しやすい栽培技術等へと改良

(3) 人材育成

①有機農業への就農・転換希望者に対する研修体制の構築

- ・地域における有機農業への就農希望者に対する研修制度の構築
- ・有機農業への転換希望者に対し、有機 JAS 登録認証機関や有機農業研修機関等と連携した有機 JAS 認証制度や有機農業における栽培技術の研修会の開催

②有機農業指導員の育成による指導体制の構築

- ・普及指導員等に対し、有機 JAS 登録認証機関や有機農業研修機関等と連携した有機 JAS 認証制度や有機農業における栽培技術の研修会の開催により各地域に有機農業指導員を育成
- ・先進農家への現地調査や国等が開催する有機農業における栽培技術講習会等への参加による有機農業指導員の指導力向上

(4) 販売・流通

①バイヤー等とのマッチング機会の創出

- ・消費地のバイヤー等を招へいしたマッチング機会の創出
- ・品目に応じた販売戦略の明確化
- ・実需者ニーズに即した加工品の製造による出荷ロス低減及び安定的な販路の確保

②有機農業者・産地等の連携による流通の効率化

- ・有機農業者間や産地等の連携による共同出荷モデルケース等の構築

③消費者理解の醸成による有機農産物の認知度向上

- ・農業者と実需者及び消費者の交流の場の創出や有機農業に関する情報発信等の PR 活動の実施
- ・有機農産物の学校給食への利用拡大を推進